様式第１号別紙（国際比較統計利活用事業）

【 国際機関の場合 】

|  |
| --- |
| （提供申出者が国際機関の場合は、本欄に記載する。） |
| 当該公的機関の名称 |  |
| 担当部局又は機関の名称 | 　　　　　　　　　　　　　　 |
| 所在地 | 〒 |
| 連絡先担当者の所属、職名 |  |
| 連絡先担当者氏名（フリガナ） |  |
| 連絡先(電話番号) |  | 連絡先（e-mail） |  |

【 法人等の場合 】

|  |
| --- |
| （提供申出者が法人等の場合は、本欄に記載する。） |
| 当該法人等の名称 |  |
| 所在地 | 〒 |
| 代表者又は管理人の職名 |  |
| 代表者又は管理人氏名（フリガナ） |  |
| 連絡先担当者の所属、職名 |  |
| 連絡先担当者氏名（フリガナ） |  |
| 連絡先(電話番号) |  | 連絡先(e-mail) |  |

【 代　理　人 】

|  |
| --- |
| （代理人に委任する場合は、本欄に記載する。） |
| 職業、所属、職名 |  |
| 氏名（フリガナ） | 　　　　 | 生年月日 |  |
| 住所 | 〒 |
| 連絡先(電話番号) |  | 連絡先(e-mail) |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １　匿名データの名称、年次及びファイル数 | 名称 | 年次 | ﾌｧｲﾙ数 |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 　当該匿名データを特定するために必要な事項 |
| ２　匿名データの利用目的等 | （１）直接の利用目的□　我が国が加盟している国際機関での国際比較統計の作成等□　我が国が加盟している国際機関以外であり、国際比較統計を作成し、これを提供　　　　　　　　　　　　　　　　　※いずれかを選択する。 |
|  | ①　事業の名称 |
|  | ②　事業の必要性 |
|  | ③　事業の内容 |
|  | ④　匿名データを利用して作成する統計等の内容（我が国が加盟している国際機関の場合） |
|  | ⑤　事業の実施期間 |
|  |  | ⑥　外国政府等から提供を受けている調査票情報の内容及び当該調査票情報の提供元の外国政府等の名称（我が国が加盟している国際機関以外の場合） |
|  | ⑦　公的機関等又は外国政府等から受けている支援の内容及び当該支援の提供元の公的機関等又は外国政府等の名称（我が国が加盟している国際機関以外の場合） |
| （２）その他の利用目的①　②　③　 □　上記（１）及び（２）における利用は、個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないことを確認　　※　確認した場合、□を選択する。 |
| （３）成果（国際比較の結果又は国際比較統計等の提供の状況）の公表方法□　論文（方法：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　時期　　年　　月　）□　報告書（方法：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　時期　　年　　月　）□　学会、研究会等で発表　（学会、研究会等の名称：　　　　　　　　　　　　　時期　　年　　月　）□　学会誌等に掲載（学会誌等の名称：　　　　　　　　　　　　　　 　時期　　年　　月　）□　その他　具体的な公表方法： 　 時期　　　年　　月　※　予定しているもの全ての□をチェックし、具体的な内容を記載する。 |
| ３　匿名データの利用場所及び適正管理措置の内容 | （利用場所、保管場所）（適正管理措置の内容）別紙のとおり |
| ４　匿名データの　利用者の範囲※１　提供申出者及び利用者、委託する場合の委託先、その他取扱者の区分が明確に分かるように所属・職名等の欄に記載する。※２　集計等の民間委託を行う場合はその旨及び委託先で匿名データを扱う者の氏名、所属等を記載する。※３　利用者が多い場合は、別紙でも可。 | 氏　名 | 所属・職名・職業 | 利用場所 | 利用するコンピュータ | ※ |
|  |  |  |  | □ |
|  |  |  |  | □ |
|  |  |  |  | □ |
|  |  |  |  | □ |
|  |  |  |  | □ |
|  |  |  |  | □ |
| ※　匿名データを取り扱う者が以下のいずれにも該当しない場合、上記□に　　チェックを記載する。○　以下に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しないもの・統計法（平成19年法律第53号）・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号））（注）（注）デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第37号）第50条の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の内容が、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に統合された。これに伴い統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）が改正されるとともに、統計法施行規則の一部を改正する省令（令和４年総務省令第14号）附則第２項においては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者は、改正後の個人情報の保護に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられたものとみなすこととされた。以上を踏まえこの確認を行う必要があることに留意すること。○　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）○　法人等であって、その役員のうちに上記のいずれかに該当する者がある者○　暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者○　統計法令に基づく罰則の適用を受けている者、調査票情報又は匿名データを利用して不適切な行為を行ったことなどにより提供禁止となっている者 |
| ５　匿名データの提供を受ける方法及び提供希望年月日※　希望する□を選択する。 | （１）提供媒体□　ＣＤ－Ｒ　　　　 □　ＤＶＤ－Ｒ |
| （２）提供方法□　郵送　　 □　直接受取 |
| （３）提供希望年月日 |
| ６　現に提供を受け、又は今後提供を依頼する予定がある調査票情報及び他の匿名データ※　他府省等所管のものを含み、かつ利用期間が本申出に係るものと重なるものについて記載してください。 | （現に提供を受けている調査票情報及び他の匿名データ）（今後提供を依頼する予定の調査票情報及び他の匿名データ） |
| ７　過去の提供履歴※　該当する□を選択してください。 | （１）過去に厚生労働省から「匿名データの提供」、「委託による統計の作成等」又は「調査票情報の提供」を受けたことがありますか。　□　ある　　　　　　　　　□　ない |
| （２）過去に他府省又は統計センターから「匿名データの提供」、「委託による統計の作成等」又は「調査票情報の提供」を受けたことがありますか。　□　ある　　　　　　　　　□　ないある場合は、府省名等と統計調査の名称を記入してください。 |
| ８　匿名データの利用場所が日本国外である場合※　該当する□を選択してください。 | （提供要件）　□　二以上の外国政府等から調査票情報等の提供を受け、かつ日本の公的機関若しくは一以上の外国政府等から職員の派遣、資金の提供等の支援を受けており、かつ上記提供及び支援を直近５年間継続して受けている　　調査票情報等の提供を受けた外国政府の名称、調査票情報等の名称・内容、支援を受けた日本の公的機関又は外国政府等の名称、提供を受けた支援の内容を記載してください。　□　日本政府の職員が提供依頼申出者の属する機関に出向しており、匿名データの利用状況の確認を依頼することが可能である。　　当該職員の氏名・所属、出向元の所属機関の名称を記載の上、当該職員の承諾書を添付してください。　□　提供依頼申出者又は代理人（利用者の範囲に含まれている者に限る。）が、匿名データの利用期間中に厚生労働省へ来訪し、厚生労働省が行う利用状況等に係る日本語によるヒアリングに対応可能である。　　訪問可能時期（提供開始日から１年以内に限る） |
| ９ その他必要な事項 |  |

備　考

１　記載内容が多くなる場合には、必要に応じて、様式には簡潔にその概要及び「詳細は別添○参照」の旨を記載するとともに、詳細を記載した資料を添付して差し支えありません。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

|  |
| --- |
| 匿名データの利用に当たって　　統計法第36条に基づき匿名データの提供を受けた場合は、提供申出者、代理人及び利用者は次の事項について遵守する必要があります。　１　様式第５号の別添「匿名データ提供の約款」に同意すること。　２　提供された匿名データは、提供申出書に記載した目的以外に利用しないこと。　３　提供された匿名データは、第三者に提供しないこと。　４　提供された匿名データは、他に漏れないよう厳重に管理すること。　５　提供された匿名データは、不適切利用を行わないこと。　　　万が一遵守できなかった場合は、厚生労働省が科す提供禁止措置に合意すること。　６　提供された匿名データは、利用期間終了後、直ちに厚生労働省へ返却すること。　７　提供された匿名データにより作成した統計等は、公表すること。　　　公表しなかったものは、中間生成物として消去すること。　８　成果の公表に際しては、①、②を遵守すること。　　①　統計法第36条に基づき、厚生労働省から匿名データの提供を受けた旨を明記　　②　匿名データを基に提供申出者又は利用者が独自に作成・加工した統計等であり、厚生労働省が作成・公表している統計等とは異なる旨を明記　９　提供された匿名データは、次のような利用を行わないこと。　　①　特定の個人や事業所等の識別を試みようとする利用　　②　他の調査票情報、匿名データ又はその他個体識別が可能となり得るデータとの　　　リンケージによる利用　　③　個別データに着目した利用　　④　その他、厚生労働省が禁止する利用　10　匿名データによって作成した統計についての著作権等を行使しないこと。　11　その他匿名データの利用に際しては、厚生労働省の指示に従うこと。 |